

第19回 こども家庭審議会障害児支援部会の開催について

こども家庭庁では、こども家庭審議会令(令和5年政令第127号)第6条第1項の規定に基づき、こども家庭審議会の決定により、「障害児支援部会」が設置されました。

本部会では、障害児支援に関する調査審議を行います。

1. 日時 令和8年4月27日(月)15時から17時まで
2. 場所 バルサール飯田橋駅前
(東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル1F)
3. 議事 障害保健福祉施策の動向について
第18回障害児支援部会以降の障害保健福祉施策の動向について、報告を行う。
4. 取材等
 - 開会から閉会まで取材可(カメラ撮りは冒頭の司会時のみ)
会議の様子は、以下のURLで配信予定です。
(<https://www.youtube.com/live/te6DeYgjTQI>)
 - 取材を希望される方は、4月24日(金)17時までに以下のフォームにて登録の上、会議開始10分前の14時50分までに会場前にご参集ください。
(<https://forms.cloud.microsoft/r/yuDfpXeuL7>)
なお、電話によるお申込みはご遠慮ください。
 - お申し込みの際は、氏名(ふりがな)、勤務先(所属団体)、住所、電話番号、メールアドレスを明記下さい。
また、当日、車いすで傍聴を希望される方、介助者がいらっしゃる方、その他支援が必要な方は、必ずその旨を備考欄にお書き添えください。
 - 会議当日は、「顔写真付き身分証明書(免許証、社員証、パスポート等)」をご持参いただき、受付にご提示ください。
 - 傍聴いただく席は受付先着順でご用意いたします。応募者多数の場合は傍聴できない場合がございます。その場合は、こちらからご連絡させていただきます。
 - 報道関係者によるカメラ撮りは、会議冒頭のみ可能です。
 - 傍聴される方は、以下の留意事項を遵守してください。
 - (1)事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
 - (2)アラーム付の時計、携帯電話等、音の出る機器については電源を切るか、音が鳴らないようマナーモードに設定してください。
 - (3)頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、レコーダー等の使用はご遠慮ください。
 - (4)静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害になるような行為は慎んでください。
 - (5)傍聴中、食事及び喫煙はご遠慮ください。
 - (6)傍聴中の入退席はやむを得ない場合を除き慎んでください。
 - (7)その他、司会及び事務局職員の指示に従いますようお願いいたします。

○部会資料につきましては、4月24日(金)17時までに当庁のホームページ

(https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/shougaiji_shien/)に掲載します。
傍聴いただく場合、会場での資料配布はございません。ご不便をおかけしますが、あらかじめ以下のご対応をお願いいたします。

- ・ お持ちのタブレット、携帯端末等に保存の上、当日持参いただく
- ・ 当日事前に掲載した当庁ホームページ資料を閲覧いただく

なお、会場内には御利用いただける無線LANのアクセスポイントはございません。会場で当庁ホームページ掲載の資料を閲覧される場合には、御自身で通信環境を御用意いただくようお願いいたします。

【本件連絡先】

こども家庭庁支援局 障害児支援課
徳永、福原、柳原、福井、沖浦
電話 03-6861-0062